

精華幼稚園 保育料無償化のご案内

子ども・子育て支援法の改正に伴い、精華幼稚園の保育料等について無償化されています。無償化を受けるためには申請が必要になります。

本制度の対象となる世帯・費用

□精華幼稚園に在園し、保育料等の無償化の対象となる世帯は、次のすべての要件を満たす世帯です。

(1) 満3歳児から5歳児及び就学義務が猶予又は免除された園児であること

※満3歳児とは、年度途中に満3歳に達した幼児で、満3歳に達した日以降の当該年度内在園期間が対象となります。

(2) 今治市に住民登録をしていること(市外の方は、住民登録している自治体にお問合せください。)

□無償化の対象となる費用は下表のとおりです。保育の必要性の有無、所得の金額により無償化範囲が変わります。

保育の必要性(※1)	保育の必要性あり		保育の必要性なし	
	所得割77,101円未満	所得割77,101円以上	所得割77,101円未満	所得割77,101円以上
① 保育料 (+入園料)	無償化(※2)	無償化(※2)	無償化(※2)	無償化(※2)
② 預かり保育費	無償化(※3)	無償化(※3)	対象外	対象外
③ 副食費	補助(※4)	対象外(※5)	補助(※4)	対象外(※5)

②～③の費用について、一旦は施設に支払う必要があります。

※1 保育の必要性とは、父母共に、就労等の理由により、家庭で保育ができない状態のことをいいます。(詳細は提出書類参照)

※2 ①入園料は入園一年目の方のみ、毎月分割して計算されます。上限は保育料と併せて25,700円/月です。

※3 ②預かり保育費は、保育の必要性がある方のみ、月毎に450円/日×利用日数を限度額として無償化されます。

(11,300円/月が上限。満3歳児についてのみ、市民税非課税世帯であることも条件となり、上限額は16,300円/月です。)

※4 副食費について、4,500円/月を上限として、一部又は全部を補助します。

※5 所得割77,101円以上の世帯についても、小学3年生までの子から数えて、第3子以降の場合は③副食費の一部又は全部を補助します。(4,500円/月を上限とします。)

▽市民税所得割額について

- ・所得割額は父母の合算となりますが、祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず同居かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類+第2類+ひとり親加算)を超えない場合は、祖父母等を合算します。
- ・所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除を差し引く前の額をもとに計算します。
- ・所得割額は、毎年度9月に新年度市民税に切り替えます。

提出書類

□ 預かり保育の無償化の対象とならない方(保育必要性の認定の対象とならない方)

『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)』(1号認定)が必要です。必要事項を記入し、幼稚園の指定する日までに幼稚園へ提出してください。

○添付書類(下記に該当する方のみ、調書に添えて提出してください。)

▽ 入所希望年1月1日又は入所希望前年1月1日の住民登録地が今治市外の方
⇒「当該年度所得課税証明書」

市民税の確認が今治市で行えないため、住民登録地で発行される所得課税証明書を提出する必要があります。

▽ 入所希望年前年に国外に居住されていた方⇒「給与支払証明書」(原本)

前年中に国外での収入がある世帯は、外貨での収入について円に換算し、国内外の収入額を合算し算出した市民税所得割額相当額を補助基準に適用します。国外に居住していた場合は、勤務先から給与証明書などの書類をお取り寄せのうえ、添付してください。

※課税証明・給与支払証明について、継続申請の場合など、既にご提出いただいている場合は不要です。

□ 預かり保育の無償化を希望される方(保育の必要性のある方)

『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)』(2・3号認定)が必要です。

また、**保育の必要性を証明するための書類**も添付いただくこととなります。(提出書類については下表のとおりです。)

※証明書類の提出後、内容に変更があった場合(保育の理由、勤務時間や場所の変更など)は、その都度証明書の提出が必要です。

保育を必要とする理由		提出が必要な書類	書類チェック欄		認定期間 (限度の参考)
			父	母	
① 就労 <small>且64時間以上必要</small>	会社等に常勤・パート等で勤務	⇒ 就労証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
	自営業・自営手伝い 農業・漁業 内職	⇒ 就労証明書 + 営業許可証、登記事項証明書、青色申告開業届、確定申告書、売上伝票、売買契約書などいずれかの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 妊娠・出産 (出産の前後)	⇒	母子健康手帳 (表紙と予定日のページのコピー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産前産後各8週の属する月
③ 保護者の病気・障がい等	⇒	<input type="checkbox"/> 診断書(原本) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(別紙) <input type="checkbox"/> 療育手帳(別紙) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(別紙) <small>いずれかひとつ</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
④ 病人(親族)の介護・看護等	⇒	介護(看護)申立書 と添付資料 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(別紙) <input type="checkbox"/> 療育手帳(別紙) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(別紙) <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(別紙) <small>いずれか</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
⑤ 災害復旧	⇒	罹災証明、民生児童委員の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
⑥ 求職活動	⇒	求職申立書 + 状況確認の書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最大3か月
⑦ 就学	⇒	就学申立書 + 学生証(別紙)-または在学証明等 + カリキュラム(時間割)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学期間
⑧ 【その他の理由】 []	⇒	【その他の添付書類】 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

○その他添付書類(下記に該当する方のみ、調書に添えて提出してください。)

▽ 入所希望年1月1日又は入所希望前年1月1日の住民登録地が今治市外の方
⇒「当該年度所得課税証明書」

市民税の確認が今治市で行えないため、住民登録地で発行される所得課税証明書を提出する必要があります。

▽ 入所希望年前年に国外に居住されていた方⇒「給与支払証明書」(原本)

前年中に国外での収入がある世帯は、外貨での収入について円に換算し、国内外の収入額を合算し算出した市民税所得割額相当額を補助基準に適用します。国外に居住していた場合は、勤務先から給与証明書などの書類をお取り寄せのうえ、添付してください。

※課税証明・給与支払証明について、継続申請の場合など、既にご提出いただいている場合は不要です。

注 意 事 項

- 無償化を受けるためには、施設を利用する前に申請をする必要があります。**遡って申請を受け付けることはできませんのでご注意ください。**
- 他施設にて行われる預かり保育を併用されている場合は、在園されている幼稚園・認定こども園の、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満のいずれかの場合に該当する施設のみ、上限額の範囲内で支給の対象となります。
島諸部を除いた今治市内の幼稚園・認定こども園については上記の基準には該当しないため、他施設の預かり保育については無償化(補助)の対象とはなりませんのでご注意ください。

●お問合せ先●
今治市 保育幼稚園課
TEL : (0898) 36-1524 (直通)